

平成24年 第11回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成24年11月16日（金） 午後1時30分開会

午後3時00分閉会

開催場所 摂津市役所3階 301会議室

### 付議事件

議案番号	件名	審議結果
42	「平成24年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」	承認
43	「教育財産の用途廃止の件」	承認

### 出席者

委員長	大矢優子	次世代育成部次長		子育て支援課長代理	高田邦明
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	前馬晋策	教育政策課長代理	野本憲宏
委員	齊藤公男	生涯学習部次長		こども教育課長代理	橋本登喜子
委員	山手知榮子	兼文化スポーツ課長	布川博	生涯学習課長代理	
教育長	和島剛	総務課長	岩見賢一郎	兼安威川公民館長	辻稔秀
教育次長兼		子育て支援課長	木下伸記	総務課長代理	安田信吾
次世代育成部長	馬場博	教育政策課長	若狭孝太郎	総務課総務係員	関本敏晴
教育総務部長	登阪弘	教育推進課長	撰田裕美		
生涯学習部長	宮部善隆	こども教育課長	小林寿弘		
		児童相談課長	北橋ひとみ		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		

委員長	<p>ただいまより、平成24年第11回教育委員会定例会を開催致します。本日の署名委員は福元職務代理です。宜しくお願いします。</p> <p>では、議案第42号「平成24年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」につきまして、子育て支援課長よりお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>議案第42号「平成24年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」につきまして、別紙のとおり決定したいので、承認を求めるところでございます。</p> <p>【以下、議案書により説明あり】</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございませんか。</p>
委員長職務代理者	<p>待機児童が67名とありましたが、その解消に向けて補正を組まれると思うのですが、実際にこのことが実現されて待機児童はどれくらい残るのですか。</p>
子育て支援課長	<p>正雀愛育園で20名、摂津ひかりにこにこ保育園で30名、合計50名の定員が平成25年4月に増えることとなります。本市の場合は、15%増までは受け入れをしておりますので、定員の50名分に15%分の7名を加えて57名の受け入れができると見込んでおります。ただ、これですべて満たせるかということになってまいりますと、今後第二期の南千里丘の分譲もございますので、実際問題としては難しいかと考えております。今後の取り組みとしまして、来年度にもう1カ所、民間保育所で建て替えをしていただく予定でございます。その他の方策としまして、積極的な方策ができないかということで、現在庁内で検討を進めている段階でございます。お示しできるような状態になった時点で、報告させていただければと考えております。</p>
教育長	<p>保育所の待機児童の問題は、市としての大きな課題であり、本市だけでなく他市においても大きな課題でございます。当面足りない部分をどうすべきか、短期的な部分と、中期的にどういう施策を講じられるか、そしてまた長期的にこれから将来のことを考えてどうしていくかということで、庁内でもあらゆる方策について検討をしているところでございます。今後もこの問題は課題になっていくだろうと思っております。それと、事務局で新ルールについて、併せ</p>

て説明をしてもらえますか。

子育て支援課長

待機児童についての定義が2種類ございます。入所を申し込まれたけれども、行きたいと思っている園に入れず、待機しているというのが旧定義でございます。それに対しまして、もう少し広げて見たとき、具体的には自宅から自転車等により20～30分未満で通うことができる距離で空いている園がある場合に、入所できるが希望されない方を除いて算出した人数が新定義でございます。先ほどの待機人数は新定義でして、旧定義を見た場合は、待機されている方は増えることとなります。

委員長

保護者からしますと、ごく近くに保育所があるのにそこには入れず、30分もかかる場所しか入れないということは、特に小さい子どもさんを持つ家庭にとって非常に厳しい考え方だと思います。その新定義でよろしいのでしょうか。

子育て支援課長

おっしゃられるとおり、家の近くの保育所に入れられないのは不便だと思います。当然、我々と致しましては旧定義・新定義も人数としては把握しております。国の方で新定義を使うこととされておりますので、本市においても新定義を用いております。実際にお待ちいただいている方の数についても、把握しております。

教育長

摂津の場合は南千里丘開発が主な要因となって安威川以北の方の定数が足りないということです。対応としては、安威川以南の保育所で空いていれば、他市が実施しているようにマイクロバスで送迎するといったことや、もしくは一定の拠点のところに連れて来ていただいたら、南の方へ送り迎えをするといったようなこと等、いろんな方式がございます。それと幼保一元化ということで、本市もべふこども園を整備しましたが、どちらかと言えば幼稚園の方に空きがあって、保育所の方はなかなか空きが無いという状況ですから、それも今後一つの方策として考えていくべきですし、大きな課題だと思っております。

委員長

山手委員は民生委員をされておられて、そういうお話をお聞きになったことはないでしょうか。

山手委員 保育所のお話はあまり話題にあがってまいりませんので、そういったお話はあまり聞いておりません。

委員長 質問等が他にございませんので、以上で議案第42号については、承認されたものと致します。

続きまして、議案第43号「教育財産の用途廃止の件」について、生涯学習課長よりお願い致します。

生涯学習課長 議案第43号「教育財産の用途廃止の件」について、ご説明申し上げ、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書により説明あり】

委員長 以上で説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

地域福祉活動の拠点ということですが、具体的にはどのような用途でどういうことを考えておられるのでしょうか。

生涯学習課長 所管は保健福祉部でございますが、現在摂津市内には3つの地域福祉活動拠点がございます。デイハウスまたは、あいあいホール、ゆうゆうホールがございまして、それぞれの目的と致しましては、地域の福祉活動の拠点と致しまして、高齢者の方が活動する場、もしくは気軽に立ち寄れてお茶やおしゃべりを楽しむような場として利用される施設でございます。運営に関しましては、地域の校区福祉委員会の方でされておられると聞いております。

教育長 それぞれの施設の説明がありましたが、これらは各中学校区に1カ所ずつ整備予定でございます。今回の件は第五中学校区で開設されるということです。デイハウスまたは、あいあいホール、ゆうゆうホール、それぞれどの校区にあるか、場所についての説明と、どの校区が現状で整備されていないのかの説明をもう少し事務局からお願いします。

生涯学習課長 地域福祉計画に基づきまして整備されているということで、デイハウスまたは第一中学校区、あいあいホールは第四中学校区、ゆうゆうホールにつきましては第二中学校区となっております。今回の件については、第五中学校区における地域福祉活動拠点として整

備されるということです。あとは第三中学校区だけが整備されていないということになります。

教育長

教育委員会関係では郷土資料展示室を借りるという形になります。昔、摂津の各村で使っていた古い農機具といったものを、以前は各小学校に分散して置かれていたということでしたが、これらを集めようということになりました。本来は郷土資料館のようなものを造れば良いのでしょうかけれども、なかなかそこまでいかないので現在は様々なものを展示して、先日も市役所の1階のホールでも展示をやっておりました。やはり摂津の市民の方に摂津の歴史をできるだけ見ていただいて、いろいろ学んでいただきたいと考えております。それと、展示している建物の隣に、昔は適応指導教室として使っていたプレハブがございますが、そこを倉庫のような形で綺麗に整理して出土品などの収納庫として利用しています。そして、収納しているものを適宜出してきて展示するなどをして、皆さんに見ていただくということをやっております。場合によっては市役所の中で展示するとか、コミプラの方でやるなど、いろんな場所を利用して今後もやっていきたいと考えております。

山手委員

私は民生委員をやっておりますが、今回の教育財産の用途廃止の件については賛成です。と言いますのは、地元のボランティア、民生委員は、お年寄り向けにリハサロンというのをやっております。それと、それこそ小さいお子さんを持っておられる親御さんが皆と交わるようにということで、子育てサロンというものも実施しております。大きな校区福祉活動としては、お年寄り向けに月2回、若い親御さんと子どもさん向けに月1回を新鳥飼公民館で実施しております。近くになれば使いやすいということもありますし、間借りの状態よりも独自のいろんな使い方ができるのではないかと思います。それを踏まえまして、とにかく拠点を作っていただくということが、そういう活動にとってもプラスになるという判断ですので、私としてもぜひ進めていただけたらと思っております。

委員長

写真を見ますと、これは鳥飼小学校の敷地内にあるのですか。それとも隣接しているのでしょうか。お年寄りと小学生が交流できるということについては見込めますでしょうか。

生涯学習課長 施設自体は隣接しておりますが、フェンスで遮られておりまして、施設としては別敷地となっております。

委員長 例えば、千里丘小学校では特別授業で地域のお年寄りと小学生と一緒に遊ぶという時間を作っています。そういったことも、しやすくなるのではないかと思います。

教育長 地域福祉活動拠点ということで、まだこれからがスタートですから今後子どもたちとの交流ということは十分考えられると思います。そしてまた活用すべきだと思っております。

委員長 他にご質問等がございませんので、以上でよろしいでしょうか。では、議案第43号は承認されたものと致します。

続いて、4. 報告事項（1）事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 事業実施に伴う奨励援助の件について、ご報告をさせていただきます。

[以下、事業実施に伴う奨励援助の件について説明あり]

委員長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございませんか。

教育長 これは4点とも昨年から継続して実施されているものですね。後援名義には規約がございまして、摂津市民の方がされるものであるとか、摂津市内で実施されるものであるとか、摂津市にかなり関わりのあるものについてが対象となります。それと事業の性格からこれは社会教育の観点からも適切だということについて等を判断して、名義使用の許可をしているものでございます。

委員長 特に見に行かれたりといったことはありますでしょうか。

教育長 以前、親善剣道大会は見させていただきました。多文化子ども交流会については、学校関係者も行っております。

委員長 他にご質問等がございませんので、次に進みたいと思います。続いて、5. その他（1）平成24年度10月までの問題行動等

件数について、教育政策課長より説明をお願いします。

教育政策課長

平成24年度10月までの問題行動等件数について、ご説明申し上げます。

[以下、資料により説明あり]

委員長

この件について何かご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

委員長職務代理者

一番最初の件ですが、小学校時代からグループによるトラブルが多いとあります。恐らく、中学校に上がる時に引き継ぎ等があるのではないかと思います。小学校時代からグループ化されていて不特定の生徒に対して似たような行為を行うということですので、やはり事前に学校として注意をしておかないといけないかと思うわけです。学校としては引き継ぎを受けた後、どういう対応をされたのでしょうか。

教育政策課長

B・C・D・E・Fの結びつきはそんなに強いものではございませんし、目立ったグループではございません。生徒指導上、配慮が必要だというような問題行動を繰り返すグループでもございません。嫌がらせ行為を軽い気持ちで行ってしまうということです。そうした行為を行ったのも5人揃ってではございません。行為を起こした後すぐに反省したということを知っております。

教育長

小学校の頃から、そういう面があるということは目立ったことはなくとも、そういう性癖みたいなものは持っているわけです。そういうことを小学校から中学校へ情報として引き継ぐということをしていかないと、Aの保護者は小学校からやっていることを知っているわけです。これからは、小中連携の協議会等でもいろんな集まりがありますから、学校の方にきめ細かい引き継ぎをしていくよう指導しないといけないと思っております。

委員長職務代理者

報道でよくあるのは、些細なことを見逃してしまっているということが言われています。学校から報告を受ける中では、目立ったグループとはされていませんし、一過性のものかということもあるのでしょうけれども、何かそういうものが積み重ねられて、いろんな

問題が後に起こってくるというのはよく言われています。教育長がおっしゃったように細かいところが抜け落ちないようにということを学校に指導していただかないといけないと思います。それは何回言っていただいても良いと思います。やはり繰り返し指導をしていただきたいと思います。

教育長

齊藤委員は私立の学校にお勤めですが、先生の立場から見られていていじめはどうか。

齊藤委員

やはりあります。大学では状況によっては、停学等いじめる者といじめられる者を離して指導を行うこともあります。資料にあります指導を行ったというのは、具体的にどうされたのかを教えてくださいたいのですが。

教育政策課長

まず事実関係を整理しないといけませんので、被害側・加害側それぞれ別のところでの聞き取りのうえ照らし合わせます。事実関係が整理されましたら、加害者に対しては行ったことへの反省、それからいじめの側面があればいじめであるという理解をさせます。被害者に対しては一定のケアを行います。その事象の後、登校しにくいような状況になることもございますので、そうしたことがないようなケアを行っております。保護者へはそれぞれともに報告致しますし、状況によっては保護者同士の謝罪の場、生徒同士の謝罪の場を設けることも、あえて設けないこともございます。事案によっては、全体化して学級内・学年内の指導にあてるといったことも行っております。ただ、一過性であれば良いのですが、再発ということも考えられますので、その処理の後も学年全体で見守っていくという流れが基本でございます。

齊藤委員

いじめというのは、大津の事件からいろんな問題になっておりますけれども、資料でいじめであることを示し指導を行ったとありますが、学校でそういういじめが発生した時に、どのような体制で対応されるのでしょうか。

教育政策課長

いじめを含めまして、生徒間暴力、問題行動等すべてについて、中学校は従前より生徒指導の体制、それから発生した時の対応については組織的に行っております。小学校もすべての学校に、いじめ・不登校対策委員会を設置しておりますし、それぞれの担当者に

対して教育委員会の担当指導主事から指導方法についての確認もしております。

教育長

今の時代、できるだけ担任任せとか、個人の先生任せにはしないようにしようということで進めております。いじめ・不登校対策委員会とか、中学校でしたら生徒指導の組織ができていますから、その中で管理職や生徒指導担当教諭などの関係者が入ってかなり組織立って対応してきております。我々教育委員会が思いますのは、個人的な対応はやめるよう、学校組織として取り組んでいかないといけないということですから、それは学校も重々理解しているところであります。

齊藤委員

器物破損に対しては、生徒の保護者に対して何らかの責を問われるのでしょうか。注意だけで終わるのでしょうか。

教育政策課長

今回の小学校での報告については、保護者に説明して保護者の方から弁償していただいております。これは過失というものではなく、水飲み場の上に登って足で蹴るように蛇口を回さないと破損しないので、そのうえでの弁償ということです。それから、ガラスについても、こちらから具体的なものは示しておりませんが、故意に破損した場合は全額弁償も含めまして保護者にその説明をしている学校もございます。特に、ある時期中学校でかなりの枚数のガラスが割れたこともございましたが、こちらだけの予算では対応できませんので、学校で保護者に説明し納得していただいたうえで、徴収していることは多いと思います。ただ、遊んでいて過失で割れてしまうものについては仕方ないことだと思っております。

委員長

生徒間暴力について、今月は行事に関わったものが多かったということなのですが、行事自体のスケジュールが子どもにとって非常に苦しい状態にあるのでしょうか。それとも、やはり落ち着きがないのでそういう方向に破綻が来てしまうのでしょうか。行事は授業で得られない力を付ける大きなチャンスだと思いますので、行事は大切にしていきたいと思うのですが。

教育政策課長

今回の件で、負担感からイライラが募って喧嘩になったということは報告を受けておりません。例えば、1件の報告の中で、音楽コンクールの練習時に男子生徒1名がもう1名に、「遊ばず歌え」と

注意したことに対して、言われた生徒がキレて、執拗に詰め寄り喧嘩に発展したということがございました。

委員長

その後はどうなったのでしょうか。そこで、子どもたちが乗り越えて大きな力になっているのでしょうか。喧嘩も本当は良くないのでしょうかけれども、喧嘩したうえで子どもたちが伸びていくのか、その辺りを学校はちゃんと見守って行ってほしいと思います。

教育政策課長

様々なトラブルは発生致しますけれども、それを逆に良い機会として、さらに良い人間関係を構築できるような指導を心がけております。

委員長職務代理者

やはり学校秩序が乱れてくると、行事の時に喧嘩が起こりやすいと思います。先生が子どもたちの喧嘩を、喧嘩として一つの事象と捉えるのか、そういうことが起こりやすい状況に学校全体がなっているのかということを見つめておかないと、その中で起こってくるものなのか、突発的に起こったのかは違うものだと思います。子どもですから喧嘩はあると思いますので、教師の立場からしますと学校秩序が今どうなっているのかという全体を常に見ておかないと、そういうことが起こってくると思います。

それからもう一点、対教師暴力についてですが、このA君はこの教科担当の先生だけになかなか合わないということで、こういう事態に至っているのか、どの先生に対しても暴力的なのかということをお聞きしたいと思います。それと、「ライン」に悪口を書いたりしており、とありますがこの「ライン」というのは何のことでしょうか。

教育政策課長

この対教師暴力を働きました2年生男子は過去の報告でも名前の挙がっている生徒でございますが、対教師暴力としての報告は今回初めてでございます。今回の発生した直接の原因は先生の手がその生徒の顔に当たったということで、そのことで反射的に先生の腕を殴り、それに対し先生が当然指導しますので、それで先生の胸ぐらを掴んだということです。他の生徒間暴力でも報告がございますが、この生徒は割とカッとくるタイプの生徒であるということです。

それから、「ライン」についてですが、携帯電話、特にスマートフォンを中心としたアプリケーションソフトを使った無料の電話、

あるいはおしゃべりができるもので、そういったグループを作ってグループ内で様々な書き込みをするといったものでございます。

教育長

今は携帯電話を使ったいじめ等はやはり多いのか、実態はどのようなのか事務局から説明をして下さい。

教育政策課長

携帯電話のトラブルの集約は行っておりませんが、今回喧嘩の原因となるところを確認致しましたが、「ライン」のように、インターネット回線を利用した書き込みで悪口を書いたとか、そうしたものはかなり増えてきているのではないかと考えております。

委員長

一時は学校裏サイトというものもありましたが、今はまたメディアが変わってきているので、そちらの方に流れているということだと思います。携帯電話の使い方について、一時はいろいろ教育委員会からも学校へ出向いて子どもたちに指導をしていたのですが、最近はしていらっしやらないのでしょうか。

教育政策課長

今年度は、1学期末に地区懇談会、それからPTAの講演会の依頼が複数ございました。それから、児童生徒に関しての授業については、一つの小学校から依頼がありまして、6年生及び保護者の参加も含めた授業が一件ございました。

委員長

また何かの方策を考えていかなければならないと思います。

この件は以上でよろしいでしょうか。

続きまして、5. その他(2) 中学校給食実施に向けての校区説明会について、総務課長よりお願いします。

総務課長

中学校給食実施に向けての校区説明会について、ご説明をさせていただきます。

[以下、資料により説明あり]

教育長

この問題は、初めての委員さんも居られますので、私の方から補足説明をさせていただきます。大阪府の方で、昨年度橋下知事が居られた頃に、中学校給食導入に向けて、全国でも中学校給食の実施率が非常に低いということもあり、子どもたちの食の確保という面からも必要だということで提案されてきました。昨年度末までに大

阪府の方で全市町村に対し中学校給食を実施するかどうか、実施する場合にはどういう方法を採用するかということで、アンケート調査がございました。それについては、施設整備費等の面で補助制度を設けるので、できるだけ実施してほしいということでした。本市でも、どういうやり方が良いのかについて、いろいろと検討しました。まず、自校方式というのは、現在小学校がやっている給食調理場があって、自分の学校で給食を作る方法です。センター方式というのは、給食センターというものを整備して、そこで給食を作り各学校に配送する方法です。それと、説明にもありましたデリバリー方式と言いますのは、業者がお弁当を作ってそれを各学校に配送するという方法です。デリバリー方式を採用する場合も、献立等については教育委員会の栄養士が栄養バランスを考え献立を作ります。そういった3つの方法があったのですが、本市においてもデリバリー方式の選択制で報告するまでにかなり議論をしました。経費的にどうかということで、自校方式やセンター方式についても検討しました。センター方式については、実際に設置する場所も検討しましたが、自校方式と変わらないぐらい費用がかかるということでした。結局、最終的にはデリバリー方式という方針で大阪府に提出することに決定しました。その時の議論でもう一つあったのが、中学校給食が本当に要るのかどうかという議論であります。今回の説明会時におけるアンケートにもありましたが、逆にお弁当の方が、子どもと保護者のコミュニケーションという点からも望ましいというような意見が出ています。そういう中で、摂津市では弁当の効用も捨てられないという考え方の意見もございます。そういう中で、経費面・教育面、いろんな面から考えて本市ではデリバリー方式の選択制という方針を大阪府に報告しました。今説明がありましたように、これから8名の方に入ってください検討委員会を作りますから、そこでこの方法について議論をしていただきます。このことについて、実は先日の議会本会議でも一般質問として出ました。この検討委員会では何を検討するのかということでした。その時の答弁では、やはり昨年から積み上げて検討してきた市の考え方として、デリバリー方式の選択制を導入していきます。ただ、この方法を円滑にやっていくのにどんな課題があるのか、例えば温かい給食を提供できるのかというような課題もあります。心配されている栄養バランスのことであれば、教育委員会で献立を作ってきっちりしていくよう考えております。そういったいろんな課題を出していただいて、この検討委員会で議論をしていただきたいと思います。と思っています。

ただ、検討委員会の議論の中で万が一、重大な欠点があるということが出てきた時には、この方式についても一度検討しないとけない事態があるかもしれません。検討委員会では、摂津市が考えている方針について、子どもたちにおいしい給食を提供できるよう安全性を確保していくため、あらゆる議論がなされる場になるだろうと思っております。

委員長職務代理者

検討委員会は今年度中に立ち上げられるのでしょうか。

教育長

検討委員会はすぐ立ち上げますが、実際に中学校給食実施が開始されるのは平成27年度からになります。今のところ大きな問題がなければ、平成25年度に配膳室の工事についての実施設計、平成26年度に建設工事が始まり、平成27年度に開始されます。

委員長職務代理者

3月までに検討委員会が設置されるのですね。

総務課長

来年度から実施設計について検討していきたいと考えております。1月中には市長査定もございますので、それまでには一定の方向性を見出していただき、それを教育委員会会議でも上程させていただき、教育委員会としての最終判断をしていただきたいと思いますと考えております。1月中旬までには検討委員会でのまとめを出していただくというように考えております。

委員長

最終的に教育委員会で判断するというのは、どのような判断ですか。デリバリー方式にしますというような方式の判断ですか。

教育長

デリバリー・選択制ということで、市としては考えております。要は、最終的に了承しましたということになると思います。議案として上程するということになると思います。

総務課長

議案として上程し、こういった方法で実施するということについて教育委員会から承認をいただいて、それを市長に報告し、最終決定は市長がするということになります。

教育長

ですから、教育予算の編成権は市長にあります。以前から議論になっておりますけれども、地教行法により市長に対して教育委員会からの意見を述べるということですから、教育委員会としても事

務局でこれまで進めてきたことについて了とするということです。基本的な方向性は昨年度から議論してきた問題ですから、その方向で円滑に進めていきたいと思います。最終的に形のうえでは、教育委員会の了承を得たということになっていくと思います。

委員長

私は第一中学校の説明会に保護者として出席させていただきました。自校方式を希望される方がたくさん出席されていましたが、なかなか話が噛み合わないことを心配されていました。せっかく税金を使うわけで、子どもたちのことを思って給食を実施するのですから、出来るだけ多くの人達に理解をしていただいたうえで、給食を始められたら良いと思います。検討委員会を開くにあたりまして、できるだけ情報公開をして、その内容もできたらホームページに載せるというようなことをしていただけたらと思います。

教育長

検討委員会の中での話も、隠すところは何もないと思っております。できるだけオープンにしていって、こういう議論があったということも示していきたいと思います。いろんな考え方の方が居られますから、そういう方達の意見も聞きながら、進めていきたいと考えております。

山手委員

立ち上げられる一つの理由で、欠食と言いますか、お弁当を持ってこれない子どもさんがどのくらい居られるのかとか、いろいろ疑問はありますが、大筋は決まっていることでしょうか。

総務課長

毎日家から弁当を持参しているお子さんは7～8割ぐらいです。学校によっても若干割合は違いますが、例えば第三中学校では食堂がございまして、そちらを利用されているケースもございまして、あとはコンビニで買って来られている子どもさんも居られますし、学校内の購買部でパン等を購入されている子どもさんも中には居ります。

山手委員

いろんなご意見が出ている中で、どっちに決まっても足りないところ等があると思いますので、その辺りを考慮して何かうまく補えるような工夫が必要だと思います。給食は子どもの成長にとっても大事なことですし、食べることだけではなくて、作ること、その過程がとても大事なことであります。

教育長 今のお話は、家庭教育とも絡んでくるものですし、検討委員会の中で、子どもの食に寄与するために、より良いものになるように期待しております。

委員長 給食費についてですが、小学生に比べ中学生は食べる量が当然違いますから、金額が高くなると思います。お弁当を持ってこれない家庭で、そのお母さんたちとしては、もし毎日デリバリー方式のお弁当を食べるのであれば、給食費が高額になってくるのではないかという心配もありますから、何か良い案はないか今後検討していただきたいと思います。

教育長 給食費については、他市の例を見ていますと、だいたい300円前後です。業者との関係において、まだ試算中でありますから、そういう事情もあるということを経験していきたくと思います。これが全員喫食であれば就学援助の対象にするような援助の方法もあるのですが、今はまだ選択制で考えておりますから、それはどうにもできない段階であります。

委員長 就援費ではなくて、そういうヘルプの手は難しいでしょうか。

教育長 限られた人に対してですから、難しい問題だと思います。

委員長 以上でよろしいでしょうか。

それでは、最後に6. 各課事業予定及び結果報告について、総務課長よりお願いします。

総務課長 各課事業予定及び結果報告についてご報告を申し上げます。

[各課事業予定及び結果報告について説明あり]

委員長 報告が終わりましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

委員長職務代理者 その他の質問をさせていただきたいと思います。11月15日付けの広報に、味生小学校の「うみのこ」体験というのが載っておりました。これは3年間継続してということですが、それは3年間で終わってしまうのでしょうか。それと、事業の内容を教えてくださいたいと思います。小学校の場合はあの時期に確か林間学校があっ

たと思いますが、行事と重なってくる場合に学校に対してどう指示をされていますか。

次世代育成部次長

これは、滋賀県と大阪府が連携しまして行っております、琵琶湖から淀川水系の地域との交流事業でございます。琵琶湖フローティングスクールという名称が付いております。高槻市・島本町の学校が、これまで滋賀県の学校と共に琵琶湖で活動しておったのですが、ようやく摂津市にもその順番が回って参りました。経費の方は滋賀県に負担いただいておりますので、保護者負担もできるだけ少なく済むということもあります。おっしゃるように、行事を精選しながら、授業日数確保ということもあるのですが、それに代え難いものがあるのではないかと感じております。琵琶湖の自然に触れるといった、なかなか味わえない経験ができるということで、学校も学校をあげて取り組んでいきたいということで、我々が強制したものではありません。せつかく摂津市の順番が回ってきておりますので、特に淀川近辺にある学校には声をかけまして、来年以降は今のところもう1校増える可能性もあります。1校が独占してしまうといけませんので、およそ3年を目途に行っております。味生小学校の校長から感想を聞いておりますと、ある意味新しいことを始めるということは、学校の結束力を高めることになるし、子どもたちが船に乗ったり、滋賀県の学校と触れるということで、自分たちの学校の素晴らしさを改めて知り、一回りたくましく成長したということも聞いております。

委員長職務代理者

これは3年間の事業ですか。3年終わると他市に順番が回ってしまうわけですか。

次世代育成部次長

基本的には1校が3年ということですが、学校で、もし希望があれば、何年か続いて実施できるのではないかと感じております。これまでは、高槻市の学校が入れ替わりながら実施されておりました。

委員長職務代理者

高槻市はもう終わったのですね。

次世代育成部次長

高槻市・島本町の学校が複数まだやっておられると思います。

委員長

体験できる学校の所在地も淀川沿いですか。その方が望ましいということでしょうか。

次世代育成部次長

この趣旨から言いますと、淀川沿いになると思います。また、船で活動しますから、学校規模というのも2クラスとかそういう規模が望ましいという条件がありますので、学校も限られてくると思います。宿泊も、フローティングスクールということですから、船の上で泊まるということです。

委員長

以上でよろしいでしょうか。

これで、本日の案件はすべて終了致しました。これをもちまして本日の定例教育委員会を終了致します。皆様ご苦勞様でした。